



(公財)水道技術研究センター  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1  
虎ノ門電気ビル2F  
TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215  
E-mail [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)  
URL <http://www.jwrc-net.or.jp>

## 米国の消費者信頼報告書について

### (はじめに)

米国環境保護庁は、1998年8月19日の官報 (Federal Register) において、連邦規則集 (CFR : Code Of Federal Regulations) の一部として「消費者信頼報告書 (CCR : Consumer Confidence Reports)」について最終規則を制定しました。そして、当該官報では最終規則の概要を以下のように紹介しています。

(最終規則の概要－抜粋－)

本日、環境保護庁は、市町村水道システム (community water systems) によって供給された飲料水の水質の関する消費者信頼報告書を顧客に対して毎年提供することを市町村水道システムに要求する最終規則を制定する。これは、1996年に改正された安全飲料水法 (SDWA : Safe Drinking Water Act) によって義務付けられたものである。

消費者信頼報告書は、市町村水道システムの顧客に対して有用な情報を提供するものであり、顧客が飲料水の消費に関する各自の健康に係わる決定を行うことを可能とするものである。

(出典)

**Federal Register** / Vol. 63, No. 160 / Wednesday, August 19, 1998 / Rules and Regulation  
40 CFR Parts 141 and 142 [FRL-6145-3] RIN 2040-AC 99  
National Primary Drinking Water Regulations: Consumer Confidence Reports  
<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-1998-08-19/pdf/98-22056.pdf>

また、環境保護庁のHPでは、消費者信頼報告書について以下のように説明しています。

(消費者信頼報告書)

消費者信頼報告書規則 (Consumer Confidence Report Rule) は、年間を通じて同じ人々に供給する公共水道システムである市町村水道システムが顧客に対して消費者信頼報告書を提供することを要求している。これらの報告書は、年次水質報告書又は飲料水水質報告書としても知られている。市町村水道システム以外の公共水道システムは、年間を通じて日々同じ人々に供給していないことから、消費者信頼報告書を提供することは要求されていない。

(出典) <http://water.epa.gov/lawsregs/rulesregs/sdwa/ccr/index.cfm>

(参考) Statutory Requirements in the Safe Drinking Water Act Amendments of 1996

<http://water.epa.gov/lawsregs/guidance/sdwa/requirements.cfm>

以下に、消費者信頼報告書の概要及び米国の主要水道事業者における報告書の概要を紹介することとします。

## 1. 消費者信頼報告書に関する基礎情報

公衆の健康保護及び地域の環境に関する情報についての公衆の「知る権利」に対する公約を実行するため、米国環境保護庁は飲料水水質の年次報告書を消費者の手に届けることを市町村水道システムに対して要求している。環境保護庁が水道事業者、環境グループ及び州と協議して定めたこれらの報告書（消費者信頼報告書としても知られている）は、アメリカ人が健康及び環境について実践的で聡明な決定を行うことを可能とするものである。

水道システムは有用な方法で報告書の内容を充実させることは差支えないが、報告書は飲料水についての以下の基本的な情報を消費者に提供しなければならない。

- ・湖沼、河川、帯水層又はその他の水道水源
- ・州による水源評価に基づく地域の飲料水水源の汚染可能性の概要
- ・水道システムの原水評価のコピーの入手方法
- ・地域の飲料水中で検出された汚染物質のレベル（又はレベルの範囲）及び環境保護庁の健康に基づく基準（最大許容濃度）との比較
- ・地域の飲料水供給における汚染物質の見込まれる汚染源
- ・環境保護庁の健康基準を違反して検出された汚染物質の潜在的な健康影響、及び安全な飲料水を回復するための水道システムの取組みの説明
- ・飲料水に関連するその他の規則に係る水道システムの法令遵守状況
- ・クリプトスポリジウム症に脆弱な人々がそれを回避するための啓発
- ・硝酸態窒素、ヒ素又は鉛による汚染が懸念されるおそれのある地域における、これらの汚染物質に関する啓発
- ・水道システム及び環境保護庁の安全飲料水ホットライン（800-426-4791）を含む情報源の電話番号

この情報は、水道システムが汚染物質基準違反を発見した際に顧客に提供しなければならない公衆告知について補足するものである。この年次報告書は、飲料水によって暴露される潜在的な健康リスクの第一報というものではなく、前年（暦年）の水質情報を消費者に提供するものである。

最初の報告書は1999年10月1日が期限であり、それ以降、毎年7月1日までに消費者に報告書を配布しなければならない。この規則は、約53,000の市町村水道システムが対象であり、報告書の情報は全国約273百万人に届けられる。大規模な水道システムは、顧客に水質報告書を配布し、水道料金請求書を受け取っていない人々が情報を入手するための対策を講じる。一定の小規模な水道システム（給水人口1万人未満）は、新聞紙を通じて、又はその他の手段により、情報を配布することもできる。大規模水道システムは、全ての消費者が報告書に容易にアクセスできる伝達メカニズムに加え、インターネットで報告書を情報伝達しなければならない。環境保護庁は、報告書をオンラインで入手できるようにするため、小規模な水道システムと共働することとしている。

環境保護庁は、市民が飲料水についての情報を見つける方法として、インターネットを利用することとしている。環境保護庁は、インターネットで入手できる多数の水質報告書へのリンクを提供する地域の飲料水情報ウェブページを有している。さらに、州の飲料水プログラム及び原水保護についての情報を含む、地域の飲料水供給についての特別な情報を見つけるためのサイトを利用することができる。

他の飲料水規則と同様に、環境保護庁の規制よりも厳しいものである限り、州は管轄区域内の水道システムに対して報告書に関する独自の規則を制定することができる。安全飲料水法及び消費者信頼報告書規則（CCR Rule : Consumer Confidence Report Rule）は、公衆告知及びコメントの後に、州が代替の報告書に係る要求事項を設定する柔軟性を認めているが、規則は、全ての消費者が同等で、同じタイプで同じ量の基礎情報を含む報告書を受け取ることを保証する最低基準を設定している。環

境保護庁及び州はともに、全ての水道事業者が消費者の「知る権利」を尊重することを保証するために強制的な措置をとることができる。

消費者信頼報告書は、安全飲料水法の 1996 年改正における「知る権利」の規定の中核となるものである。改正法は、毎年の公共水道システムの法令遵守報告及び水道事業者が汚染物質基準に適合しない場合における改善された公衆告知を含む、飲料水についての公衆への情報を改善することを目的とした幾つかの他の規定を含んでいる。改正法は、また、安全な飲料水の保護及び供給における公衆の参加の増加を要請している。例えば、市民アドバイザー委員会は、州が原水評価活動を実施することを手助けするとともに、飲料水インフラの改善のための資金を提供する州政府水道整備融資資金 (state revolving loan fund) の配分に関する決定に関与する。

(出典) <http://water.epa.gov/lawsregs/rulesregs/sdwa/ccr/basicinformation.cfm>

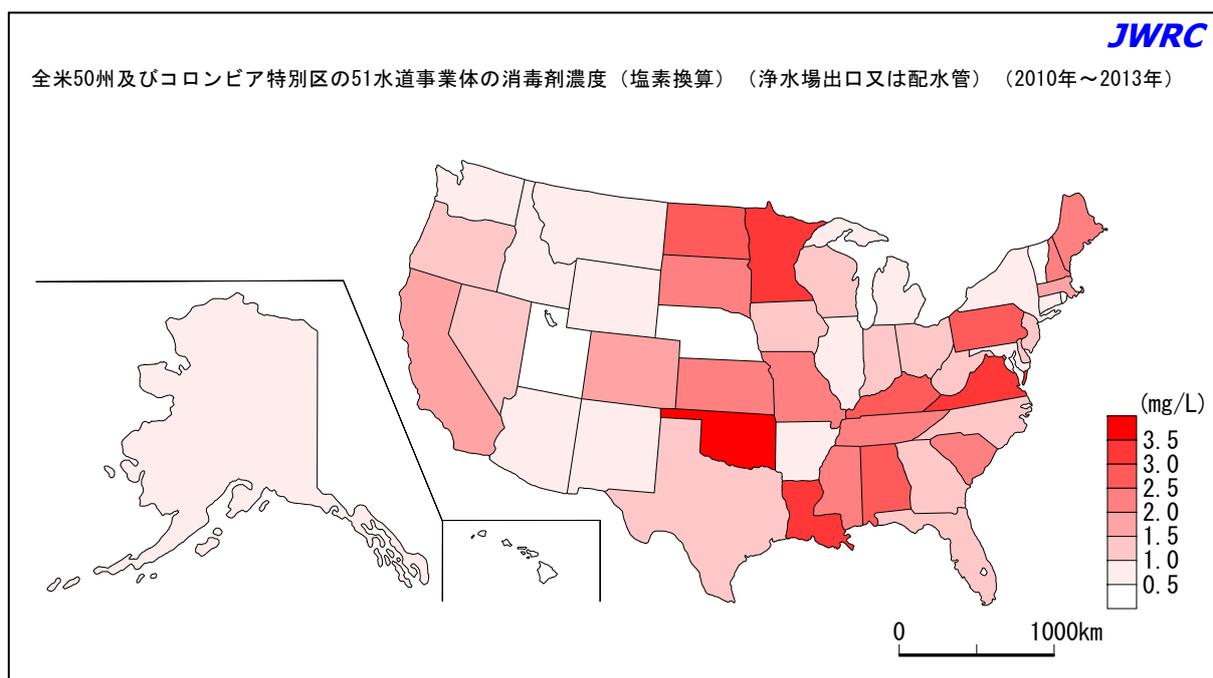
## 2. 米国の主要水道事業者の消費者信頼報告書 (概要)

以下は、全米 50 州における各州の人口が最大である水道事業者及びコロンビア特別区の合計 51 水道事業者の消費者信頼報告書について、各水道事業者のホームページに掲載されている最新のものを入手し、その中から「消毒剤、総トリハロメタン、ハロ酢酸類 5 種、濁度及び pH」についてとりまとめた結果を示したものである。

### (1) 消毒剤

消毒剤である「塩素、クロラミン及び二酸化塩素」は、安全飲料水法に基づく第 1 種飲料水規則による規制項目とされており、消費者信頼報告書 (CCR) に必ず記載しなければならないこととされている。なお、塩素及びクロラミンに係る最大残留消毒剤濃度目標 (MRDLG : Maximum Residual Disinfectant Level Goal) 及び最大許容濃度 (MCL : Maximum Contaminant Level) はともに 4mg/L で、二酸化塩素はともに 0.8mg/L である。

下図は、全米 50 州及びコロンビア特別区の 51 水道事業者の残留消毒剤の濃度 (塩素換算) を示したものである。なお、この CCR に記載されている濃度は、サンプルの採水場所 (浄水後 (浄水場出口) 又は配水後 (配水システム中)) や消毒剤が各事業者によって異なっていることから、一概には比較できない。

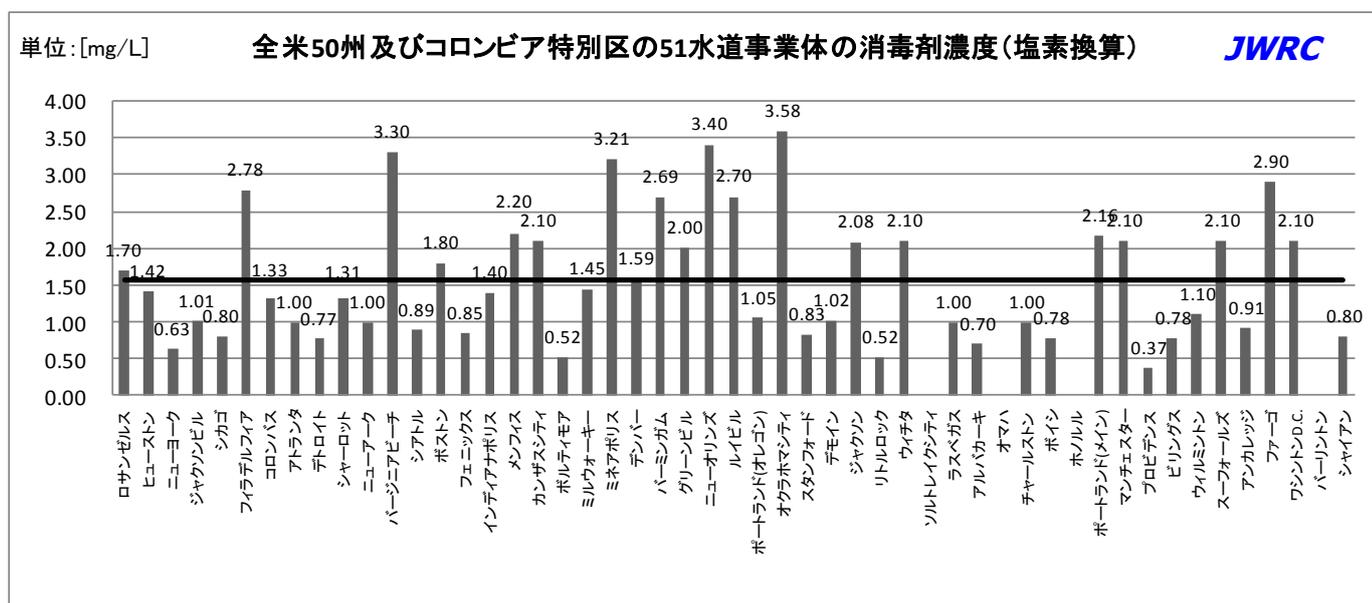


残留消毒剤の濃度について、数値として記載がなかった事業体は4事業体であった（オマハ・ソルトレイクシティ・バーリントン・ホノルル）。残りの47事業体の中で、配水後（配水システム中）の残留消毒剤の濃度を記載しているものは16事業体（ロサンゼルス・ジャクソンビル・シカゴ・フィラデルフィア・アトランタ・デトロイト・フェニックス・バルティモア・スタンフォード・デモイン・リトルロック・ウィチタ・ラスベガス・アルバカーキ・チャールストン・シャイアン）であり、その他の事業体は浄水後（浄水場出口）の濃度を記載している。

なお、1つの水道事業体で複数の浄水場があることから各浄水場系のデータが掲載されている場合は、ここでは平均値を用いた。（安全飲料水法に基づく規則では、浄水・配水の双方を測定することになっているが、ここでは消費者信頼報告書に記載されている値を用いた。）

全51事業体の残留消毒剤濃度の平均値は1.57mg/Lであり、浄水後の単純平均は1.82mg/L、配水後の単純平均は1.07mg/Lであった。浄水後の残留消毒剤濃度が最大であったのはオクラホマ州のオクラホマシティで3.58mg/L、配水後ではペンシルバニア州のフィラデルフィアで2.78mg/Lであった。

米国環境保護庁では、消毒用として塩素、クロラミン及び二酸化塩素を挙げているが、近年、総トリハロメタン（TTHMs）の生成に対応して、消毒剤をクロラミンに変更している水道事業体もみられる。このクロラミンを使用しているのは15事業体（インディアナポリス・ウィチタ・オクラホマシティ・オマハ・カンザスシティ・グリーンビル・デンバー・ニューオーリンズ・バージニアビーチ・ファーゴ・ポートランド（オレゴン）・ボストン・マンチェスター・レイビル・ロサンゼルス）で、その他の事業体は全て塩素（次亜塩素酸ナトリウムも含む）を使用していた。なお、1事業体のみ（フェニックス）が二酸化塩素を使用していた。



(注) 数値なき箇所は、CCRの記載なし。

## (2) 総トリハロメタン

総トリハロメタン（以下 TTHMs）についても、消毒副生成物として消費者信頼報告書への記載が義務付けられている。測定値は1事業体（ホノルル）を除く50事業体で記載されている（ホノルルでも用語の説明は行っている）。

(注1) 総トリハロメタンの最大許容濃度目標（MCLG : Maximum Contaminant Level Goal）は示されていないが、総トリハロメタンの最大許容濃度（MCL）は0.08mg/L(=80 μg/L)とされている。

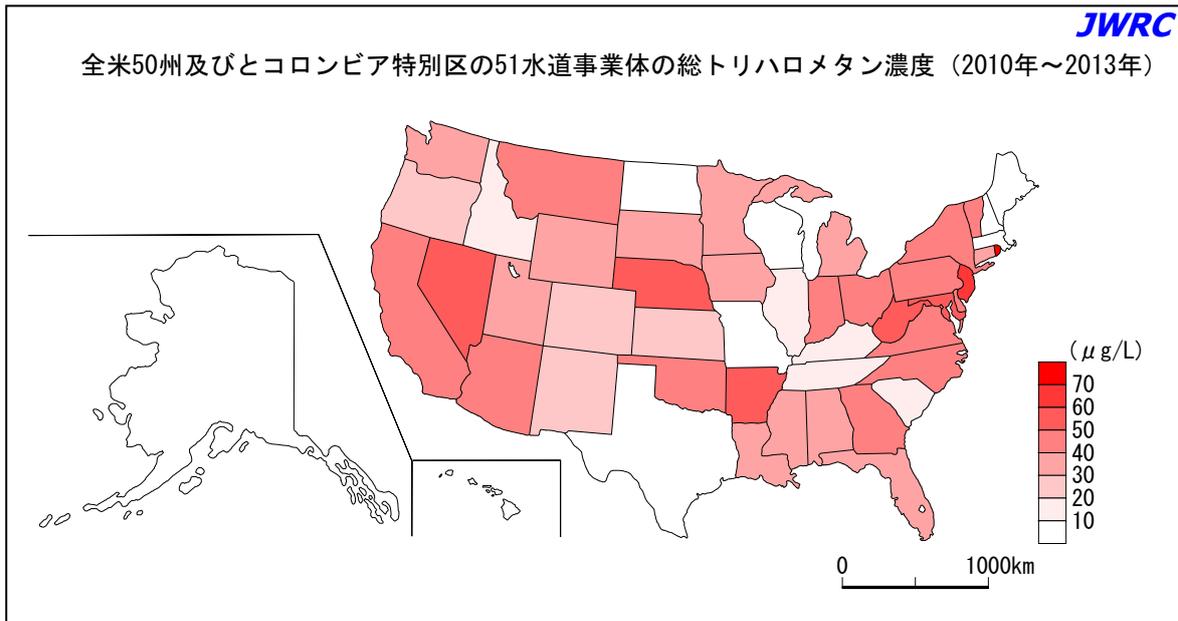
る。また、次の項目については個別の最大許容濃度目標が設定されている。

ブロモジクロロメタン：0mg/L、ブロロホルム：0mg/L、ジブロモクロロメタン：0.06mg/L (=60 μg/L)、クロロホルム：0.07mg/L(=70 μg/L)

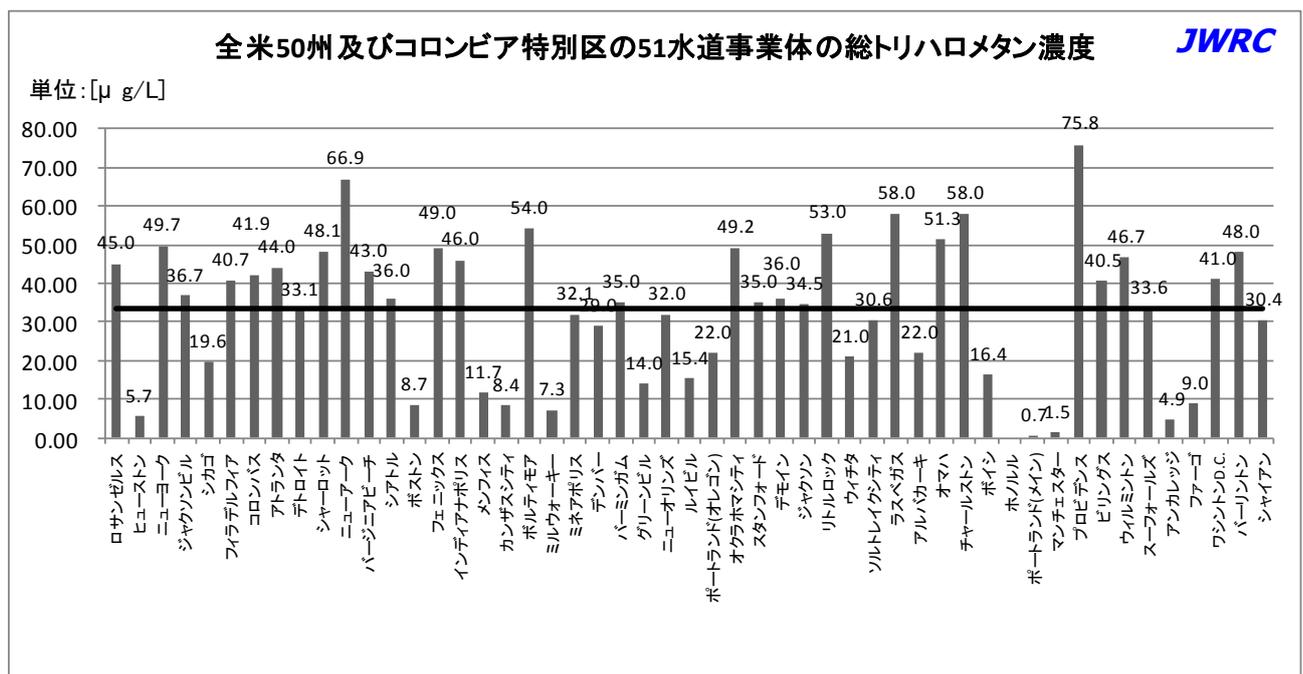
(参考 URL) <http://water.epa.gov/drink/contaminants/index.cfm#six>

(注2) 米国における消毒副生成物対策については、水道ホットニュース第 127-2 号を参照されたい。

下図は、全米 50 州及びコロンビア特別区の 51 水道事業体の総トリハロメタン濃度（年平均値）を示したものである。



全 51 事業体の総トリハロメタンの平均値は 32.48 μg/L であり、水質基準（平均値で 80 μg/L）を超過している事業体はなかった。なお、アメリカ最東端に位置するメイン州ポートランドは、総トリハロメタン濃度の平均値が 0.73 μg/L、最小値～最大値が 0～1.9 μg/L と、非常に低い濃度であった。



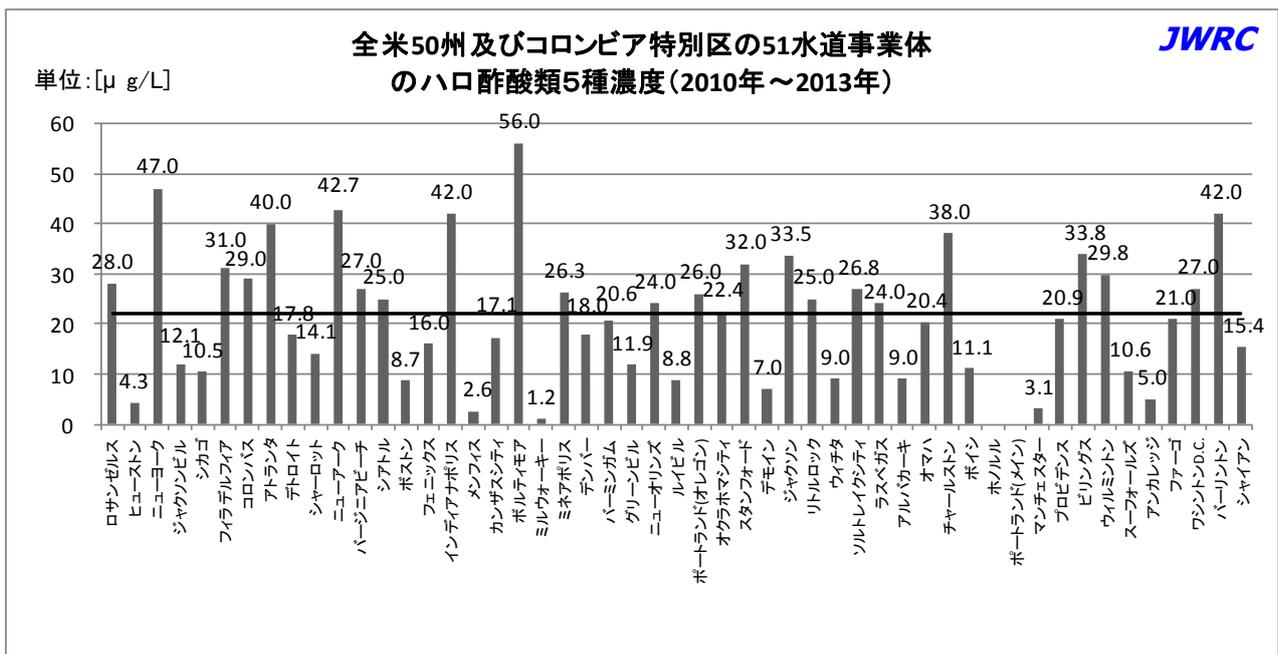
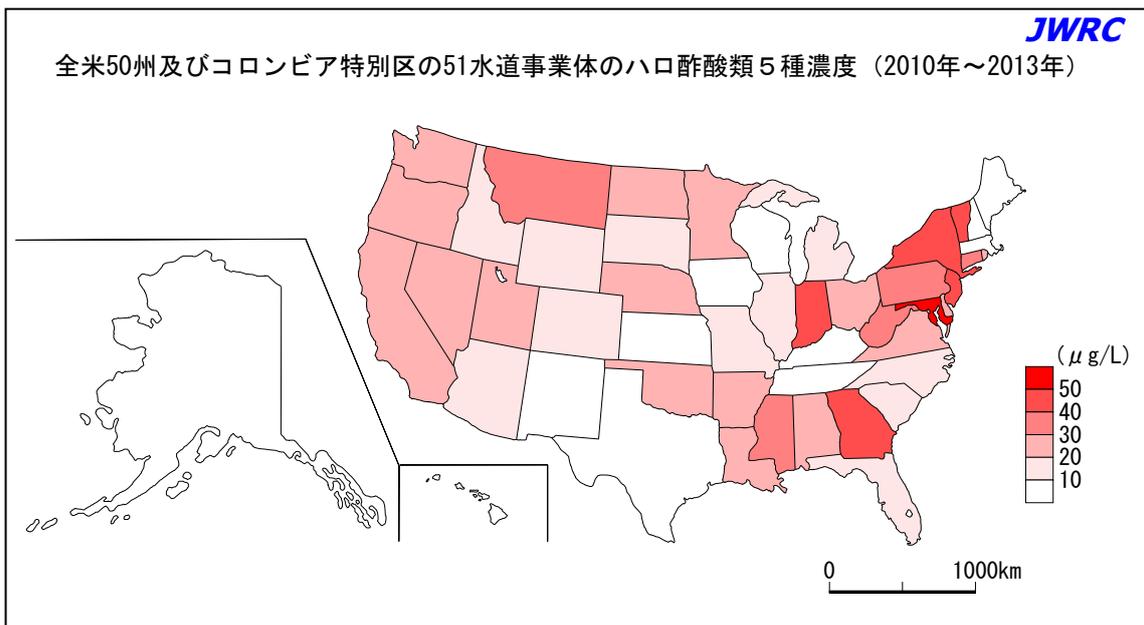
(注) 数値なき箇所は、CCR の記載なし。

### (3) ハロ酢酸類 5 種

ハロ酢酸類 5 種 (HAA5) についても、消毒副生成物として消費者信頼報告書への記載が義務付けられている。

ハロ酢酸 5 種の最大許容濃度 (MCL) は、 $0.06\text{mg/L}(=60\ \mu\text{g/L})$  である。なお、最大許容濃度目標 (MCLG) が個別に設定されており、ジクロロ酢酸： $0\text{mg/L}$ 、トリクロロ酢酸： $0.02\text{mg/L}(=20\ \mu\text{g/L})$ 、モノクロロ酢酸： $0.07\text{mg/L}(=70\ \mu\text{g/L})$  とされている。なお、ブロモ酢酸及びジブロモ酢酸については総ハロ酢酸のグループとして規制されているが、個別の目標値は設定されていない。

下図は、全米 50 州及びコロンビア特別区の 51 水道事業体のハロ酢酸類 5 種の濃度 (年平均値) を示したものである。



(注) 数値なき箇所は、CCR の記載なし。

ハロ酢酸類 5 種については、2 事業体（ホノルル、ポートランド（メイン州））を除く 49 事業体において記載があり、この 49 事業体のハロ酢酸類 5 種の単純平均値は  $21.25 \mu\text{g/L}$  であった。年平均値が最も高かったのはメリーランド州ボルティモアの  $56.0 \mu\text{g/L}$  であり、ボルティモアの 2 つの浄水場では、それぞれ  $102 \mu\text{g/L}$  と  $103 \mu\text{g/L}$  であった。逆に、最も年平均値が低かったのはウィスコンシン州のミルウォーキーで、 $1.2 \mu\text{g/L}$  であった。

#### （４）濁度

濁度については、第 1 種飲料水規則（National Primary Drinking Water Regulations）の規制項目とされており、法的に強制力のある基準とされているが、基準値に関しては「浄水技術（TT: treatment techniques）」に応じた濁度レベルが示されている。

（注）Turbidity: For systems that use conventional or direct filtration, at no time can turbidity (cloudiness of water) go higher than 1 Nephelometric Turbidity Unit (NTU), and samples for turbidity must be less than or equal to 0.3 NTUs in at least 95 percent of the samples in any month. Systems that use filtration other than the conventional or direct filtration must follow state limits, which must include turbidity at no time exceeding 5 NTUs.

（出典）<http://water.epa.gov/drink/contaminants/index.cfm#six>

濁度の基準については、各事業体で記載が違っていた。

記載方法は、①測定した値の 95%が 0.3NTU を超えないという基準と最大値が 1.0NTU を超えないという基準を併記したもの、②測定した値の 95%が 0.3NTU を超えないという基準のみを記載、③最大値が 1NTU を超えないのみの記載、④最大値が 5NTU を超えないという基準を記載、⑤“TT” とのみを記載、⑥その他、⑦記載なしというものであった。

①（両方の基準を併記）は 18 事業体であり、一番多かった。次に多かったのが②（測定した値の 95%が 0.3NTU を超えないという基準のみを記載）で 12 事業体（フィラデルフィア、バージニアビーチ、フェニックス、カンザスシティ、ボルティモア、ミルウォーキー、ミネアポリス、デンバー、グリーンビル、ニューオリンズ、ラスベガス、ビルディングス）、③（最大値が 1NTU を超えないのみの記載）が 5 事業体（ボストン、ウィチタ、オマハ、ウィルミントン、バーリントン）、④（最大値が 5NTU を超えないという基準を記載）が 4 事業体（ロサンゼルス、ニューヨーク、ポートランド（オレゴン）、ポートランド（メイン））であった。

浄水技術（TT）とだけ記載している⑤が 6 事業体（ヒューストン、シアトル、デモイン、チャールストン、マンチェスター、プロビデンス）であり、⑥のその他として TT=0.3NTU を設定している事業体が 1 つ（バーミンガム）あった。

ここで④の濁度 5NTU まで認められているのは、上記の EPA の基準の通り、ろ過をしていない水に対してである。なお、ボストン（マサチューセッツ州からの供給）は 2 つの基準が適用される（ろ過設備の有無に応じて）が、ボストンについてはろ過をしている水を使用しているため、③の基準に分類した。

次に濁度の値の記載方法が各事業体で相違がみられた。

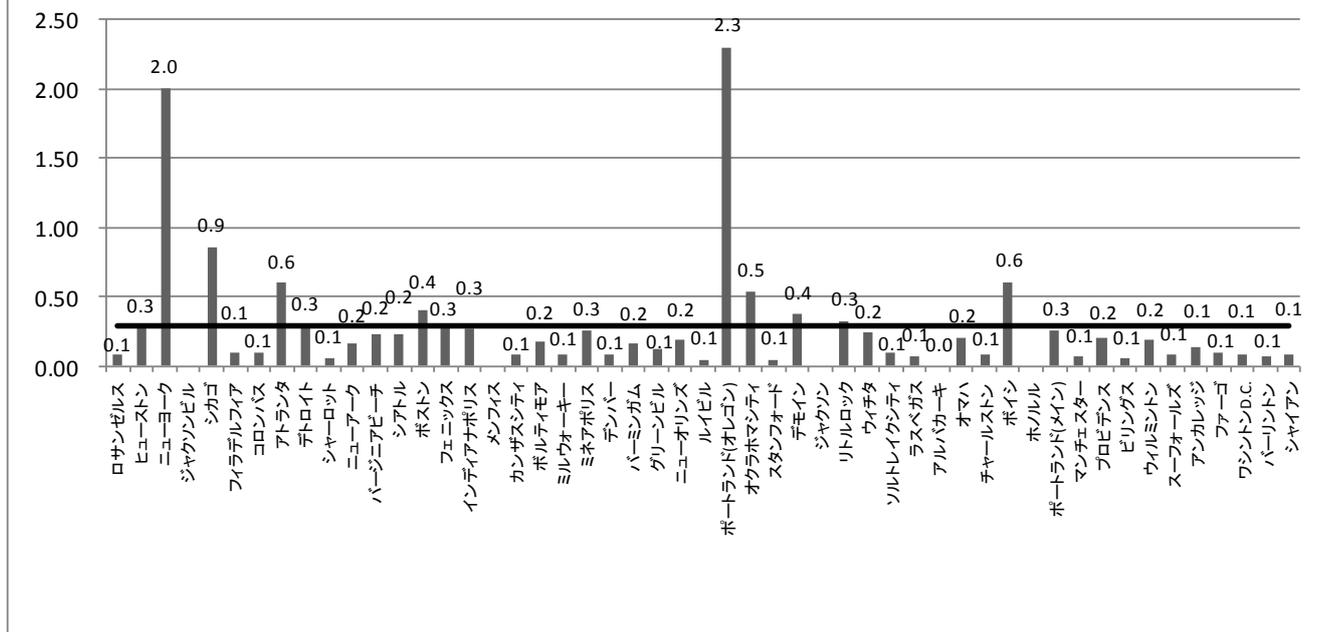
それは最大値のみを記載しているものと、平均値を記載しているものであった。

最大値のみを記載しているのが 25 事業体（ヒューストン、シカゴ、フィラデルフィア、デトロイト、ニューアーク、バージニアビーチ、フェニックス、インディアナポリス、ミルウォーキー、ミネアポリス、デンバー、バーミンガム、ルイビル、ポートランド（オレゴン）、オクラホマシティ、リトルロック、ラスベガス、アルバカーキ、オマハ、ボイシ、ポートランド（メイン）、ビルディングス、ウィルミントン、スーフォールズ、ワシントン D.C.）、この他は平均値の記載であった。

単位:[NTU]

全米50州及びコロンビア特別区の51水道事業体の濁度(2010年～2013年)

JWRC



(注1) 数値なき箇所は、CCRの記載なし。

(注2) ニューヨークとポートランド(オレゴン)はろ過を行っておらず、また濁度の基準値は5 NTUとされているので、基準値を満たしている。

なお、全事業体の濁度の単純平均値は 0.29NTU であり、各州で設定した濁度の基準を超過している事業体が 1 つ (オクラホマシティ) 存在した。これは測定した値の 95%が 0.3NTU を超過しないという基準を違反したものであった。(オクラホマシティの 3 浄水場のうち 1 つの浄水場で 91.9%であった)

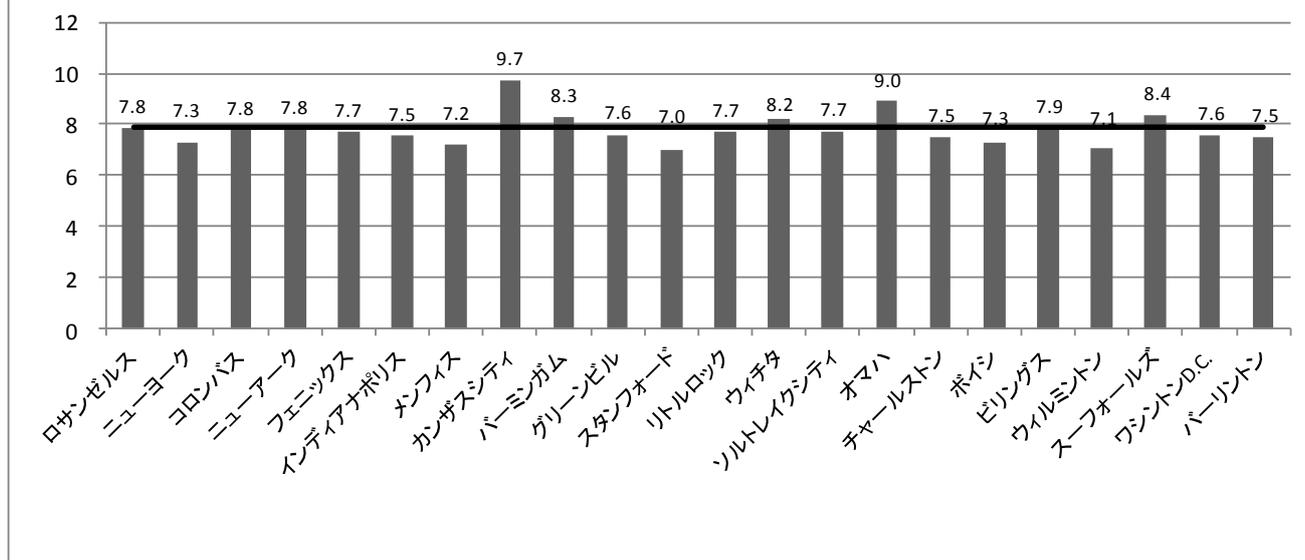
### (5) pH

pHは、安全飲料水法に基づく第2種飲料水規則(法的に強制力のないガイドライン。cosmetic effects又は aesthetic effectsを引き起こす可能性のあるもの。なお、州は、強制力のある基準として定めることができる。)の対象項目とされており、第2種飲料水規則に基づく pHの基準値は「6.5～8.5」とされている。

このように、pHは上記の4項目(消毒剤、総トリハロメタン、ハロ酢酸類5種、濁度)とは異なり、安全飲料水法に基づく第2種飲料水規則(法的に強制力のないガイドライン)の項目であることから消費者信頼報告書への記載は義務付けられておらず、pHについて記載していたのは以下の22事業体であった。

全米50州及びコロンビア特別区の51水道事業者のpH(2010年～2013年)

JWRC



pH の単純平均値は 7.87 であった。消毒方法としてクロラミン処理を行っている事業者では、pH が高い傾向が見受けられる。

## (6) おわりに

消費者信頼報告書規則 (CCR Rule) では提供すべき最低限の基礎情報を設定している。各事業者では、これに加え、事業者がそれぞれ工夫を凝らした内容を掲載している。例えば、ウィルミントンでは魚の名前のクイズを掲載していたり、カンザスシティでは水源の保護などの PR ツールとしても活用していた。

また英語の他にスペイン語などの他言語についても対応している事業者が多数見受けられた。特に日本語については、ロサンゼルス・ホノルルなどが対応していた。

今回の調査ではウェブ上にある情報を収集したが、ウェブ上で自分の住んでいる住所や郵便番号を選択して、水質の情報を手に入れるようなシステムを組んでいる事業者 (ウィルミントン・ホノルルなど) もあった。

詳細な浄水フローを掲載している事業者もあり、51 事業者のうち 24 事業者で記載があった。また、浄水場の具体的な名前を記載していたのは 35 事業者であった。

## (出典)

州名	都市	CCR 名	URL
カリフォルニア州	ロサンゼルス (LADWP)	Drinking Water Quality Report 2011	<a href="http://www.google.co.jp/#sclient=psy-ab&amp;q=ladwp+water+quality+report+2012&amp;oq=LADWP+w&amp;gs_l=hp.1.3.0i1918.5699.7872.0.9536.3.3.0.0.0.0.102.283.2j1.3.0...0.0...1c.1.14.psy-ab.jyunYNZ-XSg&amp;pbx=1&amp;bav=on.2.or.r_qf.&amp;bvm=bv.47008514.d.dGI&amp;fp=370f99c8ee6c7d7b&amp;biw=1617&amp;bih=1142">http://www.google.co.jp/#sclient=psy-ab&amp;q=ladwp+water+quality+report+2012&amp;oq=LADWP+w&amp;gs_l=hp.1.3.0i1918.5699.7872.0.9536.3.3.0.0.0.0.102.283.2j1.3.0...0.0...1c.1.14.psy-ab.jyunYNZ-XSg&amp;pbx=1&amp;bav=on.2.or.r_qf.&amp;bvm=bv.47008514.d.dGI&amp;fp=370f99c8ee6c7d7b&amp;biw=1617&amp;bih=1142</a> (LADWP の URL が長いので google 検索を添付)
テキサス州	ヒューストン	Drinking Water Quality Report 2011	<a href="http://documents.publicworks.houstontx.gov/documents/divisions/utilities/water_quality_report_2011.pdf">http://documents.publicworks.houstontx.gov/documents/divisions/utilities/water_quality_report_2011.pdf</a>
ニューヨーク州	ニューヨーク	2011 Drinking Water Supply and Quality Report	<a href="http://www.nyc.gov/html/dep/pdf/wsstate11.pdf">http://www.nyc.gov/html/dep/pdf/wsstate11.pdf</a>
フロリダ州	ジャクソンビル (JEA Building Community)	2012 Annual Water Quality Report and Water Conservation Guide	<a href="https://www.jea.com/About Us/Tariffs_and Reports/Tariffs_and Reports.aspx">https://www.jea.com/About Us/Tariffs_and Reports/Tariffs_and Reports.aspx</a>
イリノイ州	シカゴ	2011 Water Quality Report	<a href="http://www.cityofchicago.org/content/dam/city/depts/water/ConsumerConfidenceReports/2011WaterQualityReport.pdf">http://www.cityofchicago.org/content/dam/city/depts/water/ConsumerConfidenceReports/2011WaterQualityReport.pdf</a>
ペンシルベニア州	フィラデルフィア	2012 Drinking Water Quality Report	<a href="http://www.phillywatersheds.org/doc/Water%20Quality%20Report/WQR2011.pdf">http://www.phillywatersheds.org/doc/Water%20Quality%20Report/WQR2011.pdf</a>
オハイオ州	コロンバス	2012 Consumer Confidence Report	<a href="http://publicutilities.columbus.gov/content.aspx?id=36967">http://publicutilities.columbus.gov/content.aspx?id=36967</a>
ジョージア州	アトランタ	2011 Water Quality Report	<a href="http://www.atlantawatershed.org/pdf/wqr2011.pdf">http://www.atlantawatershed.org/pdf/wqr2011.pdf</a>
ミシガン州	デトロイト	2011 Water Quality Report	<a href="http://www.dwsd.org/downloads_n/customer_service/customer_information/water_quality_report.pdf">http://www.dwsd.org/downloads_n/customer_service/customer_information/water_quality_report.pdf</a>
ノースカロライナ州	シャーロット	2012 Annual Drinking Water Quality Report	<a href="http://charmeck.org/city/charlotte/Utilities/PublicationsandEducation/Documents/2012%20Full%20Water%20Quality%20Report.pdf">http://charmeck.org/city/charlotte/Utilities/PublicationsandEducation/Documents/2012%20Full%20Water%20Quality%20Report.pdf</a>
ニュージャージー州	ニューアーク	Newark Water Quality Report 2011	<a href="http://67.192.40.154/userimages/2011%20Annual%20Water%20Quality%20Report.pdf">http://67.192.40.154/userimages/2011%20Annual%20Water%20Quality%20Report.pdf</a>
バージニア州	バージニアビーチ	Annual Water Quality Report for 2011 data	<a href="http://www.vbgov.com/government/departments/public-utilities/water-quality/Documents/2012%20CCR_web.pdf">http://www.vbgov.com/government/departments/public-utilities/water-quality/Documents/2012%20CCR_web.pdf</a>
ワシントン州	シアトル	Drinking Water Quality Report 2011	<a href="http://www.seattle.gov/util/groups/public/@spu/@water/documents/webcontent/02_016357.pdf">http://www.seattle.gov/util/groups/public/@spu/@water/documents/webcontent/02_016357.pdf</a>
マサチューセッツ州	ボストン (Massachusetts Water Resources Authority)	Your Drinking Water Test Results	<a href="http://www.mwra.state.ma.us/annual/waterreport/2011results/metro/boston.pdf">http://www.mwra.state.ma.us/annual/waterreport/2011results/metro/boston.pdf</a>
アリゾナ州	フェニックス	2012 Water Quality Report	<a href="http://phoenix.gov/webcms/groups/internet/@inter/@dept/@wds/documents/web_content/wsdwqr2012.pdf">http://phoenix.gov/webcms/groups/internet/@inter/@dept/@wds/documents/web_content/wsdwqr2012.pdf</a>

州名	都市	CCR 名	URL
インディアナ州	インディアナポリス (Citizens Water Indianapolis & Morgan Co.)	2011 Drinking Water Report	<a href="http://www.citizensenergygroup.com/pdf/2011WaterReport-IndyMorgan.pdf">http://www.citizensenergygroup.com/pdf/2011WaterReport-IndyMorgan.pdf</a>
テネシー州	メンフィス	Water Quality Report 2011	<a href="http://www.mlgw.com/images/content/files/pdf/WQR2011.pdf">http://www.mlgw.com/images/content/files/pdf/WQR2011.pdf</a>
ミズーリ州	カンザスシティ	Annual Water Quality Report 2011	<a href="http://www.kcmo.org/idc/groups/water/documents/waterservices/wqr2011.pdf">http://www.kcmo.org/idc/groups/water/documents/waterservices/wqr2011.pdf</a>
メリーランド州	ボルティモア	Annual Water Quality Report	<a href="http://www.burlingtonvt.gov/uploadedFiles/BurlingtonVTgov/Departments/Public%20Works/Water%20and%20Wastewater/2012%20Water%20Quality%20Report(1).pdf">http://www.burlingtonvt.gov/uploadedFiles/BurlingtonVTgov/Departments/Public Works/Water and Wastewater/2012%20Water%20Quality%20Report(1).pdf</a>
ウィスコンシン州	ミルウォーキー	Consumer Confidence Report	<a href="http://city.milwaukee.gov/ImageLibrary/Groups/WaterWorks/files/MWWConsumerConfidenceRpt_Engli.pdf">http://city.milwaukee.gov/ImageLibrary/Groups/WaterWorks/files/MWWConsumerConfidenceRpt_Engli.pdf</a>
ミネソタ州	ミネアポリス	2011 Water Quality Report	<a href="http://www.minneapolismn.gov/www/groups/public/@publicworks/documents/webcontent/wcms1p-093798.pdf">http://www.minneapolismn.gov/www/groups/public/@publicworks/documents/webcontent/wcms1p-093798.pdf</a>
コロラド州	デンバー (Denver Water)	2012 Water Quality Report	<a href="http://www.denverwater.org/docs/assets/40108D3F-C107-1096-FE8FF93CF96C711E/2012WaterQualityReport.pdf">http://www.denverwater.org/docs/assets/40108D3F-C107-1096-FE8FF93CF96C711E/2012WaterQualityReport.pdf</a>
アラバマ州	バーミンガム	Annual Water Quality Report 2011	<a href="http://www.birminghamwaterworks.com/images/stories/pdfs/2012ccr.pdf">http://www.birminghamwaterworks.com/images/stories/pdfs/2012ccr.pdf</a>
サウスカロライナ州	グリーンビル (Greenville Water)	2011 Water Quality Report	<a href="http://www.greenvillewater.com/waterquality.pdf">http://www.greenvillewater.com/waterquality.pdf</a>
ルイジアナ州	ニューオーリンズ	2011 Quality Water	<a href="http://www.swbno.org/documents/Reports/2011_qualitywater.pdf">http://www.swbno.org/documents/Reports/2011_qualitywater.pdf</a>
ケンタッキー州	ルイビル	ANNUAL WATER QUALITY REPORT 2013	<a href="http://www.louisvilleky.gov/NR/rdonlyres/679E34E1-4557-4495-8EFD-98403FC896EE/0/2013AnnualWaterQualityReport_WebVersion.pdf">http://www.louisvilleky.gov/NR/rdonlyres/679E34E1-4557-4495-8EFD-98403FC896EE/0/2013AnnualWaterQualityReport_WebVersion.pdf</a>
オレゴン州	ポートランド	2012 Drinking Water Quality Report	<a href="http://www.portlandoregon.gov/water/article/244813">http://www.portlandoregon.gov/water/article/244813</a>
オクラホマ州	オクラホマシティ	Consumer Confidence Report 2012	<a href="http://www.okc.gov/CCR_2012.pdf">http://www.okc.gov/CCR_2012.pdf</a>
コネチカット州	スタンフォード (Aqurion Water Company)	2011 Water Quality Report For Customers in the Stamford System	<a href="http://www.aquarion.com/pdfs/Stamford%202011.pdf">http://www.aquarion.com/pdfs/Stamford%202011.pdf</a>
アイオワ州	デモイン	2012 Consumer Confidence Report	<a href="http://www.dmww.com/upl/documents/water-quality/lab-reports/water-quality-reports/consumer-confidence-report-12.pdf">http://www.dmww.com/upl/documents/water-quality/lab-reports/water-quality-reports/consumer-confidence-report-12.pdf</a>
ミシシッピ州	ジャクソン	2011 Annual Water Quality Report	<a href="http://www.jacksonms.gov/home/documents/2011ccrw.pdf">http://www.jacksonms.gov/home/documents/2011ccrw.pdf</a>
アーカンソー州	リトルロック (Central Arkansas Water)	Annual Water Quality Report 2011	<a href="http://www.carkw.com/wp-content/uploads/2011/07/2011-Water-Quality-Report_Web-Version.pdf">http://www.carkw.com/wp-content/uploads/2011/07/2011-Water-Quality-Report_Web-Version.pdf</a>
カンザス州	ウィチタ	Consumer Confidence Report – 2013	<a href="http://www.wichita.gov/Government/Departments/PWU/UtilitiesDocuments/2013%20CONSUMER%20CONFIDENCE%20REPORT%20FOR%20CALENDAR%20YEAR%202012.pdf">http://www.wichita.gov/Government/Departments/PWU/UtilitiesDocuments/2013%20CONSUMER%20CONFIDENCE%20REPORT%20FOR%20CALENDAR%20YEAR%202012.pdf</a>

州名	都市	CCR 名	URL
ユタ州	ソルトレイクシティ	2012 Consumer Confidence Report	<a href="http://www.slcdocs.com/utilities/PDF%20Files/Annual%20Reports/DRINK%20UP%202012.pdf">http://www.slcdocs.com/utilities/PDF%20Files/Annual%20Reports/DRINK%20UP%202012.pdf</a>
ネバタ州	ラスベガス	2012 Water Quality Report	<a href="http://www.lvvd.com/assets/pdf/wqreport.pdf">http://www.lvvd.com/assets/pdf/wqreport.pdf</a>
ニューメキシコ州	アルバカーキ	2012 Water Quality Report	<a href="http://www.abcwua.org/pdfs/2012_ABCWUA_Water_Quality_Report.pdf">http://www.abcwua.org/pdfs/2012_ABCWUA_Water_Quality_Report.pdf</a>
ネブラスカ州	オマハ (Metropolitan Utilities District)	2012 Consumer Confidence Report	<a href="http://www.mudomaha.com/water/12.ccr.pdf">http://www.mudomaha.com/water/12.ccr.pdf</a>
ウエストバージニア州	チャールストン (West Virginia American Water)	2011 Annual Water Quality Report	<a href="http://www.amwater.com/ccr/gassaway.pdf">http://www.amwater.com/ccr/gassaway.pdf</a>
アイダホ州	ボイシ (United Water Idaho)	Annual Water Quality Report	<a href="http://www.unitedwater.com/uploadedFiles/Localized_Content/UW_Idaho/20/UWID_Consumer_Confidence_Report.pdf">http://www.unitedwater.com/uploadedFiles/Localized_Content/UW_Idaho/20/UWID_Consumer_Confidence_Report.pdf</a>
ハワイ州	ホノルル	2012 Annual Water Quality Report	<a href="http://www.boardofwatersupply.com/files/2012%20WQR_Supplemental_Final.pdf">http://www.boardofwatersupply.com/files/2012%20WQR_Supplemental_Final.pdf</a>
メイン州	ポートランド	Annual Water Quality Report	<a href="http://www.pwd.org/pdf/CCR_2012.pdf">http://www.pwd.org/pdf/CCR_2012.pdf</a>
ニューハンプシャー州	マンチェスター	Annual Water Report	<a href="http://www.manchesternh.gov/LinkClick.aspx?fileticket=MTgPa13XCtc%3d&amp;tabid=410">http://www.manchesternh.gov/LinkClick.aspx?fileticket=MTgPa13XCtc%3d&amp;tabid=410</a>
ロードアイランド州	プロビデンス (Providence Water)	Annual Water Quality Report	<a href="http://www.provwater.com/ccr/ccr.pdf">http://www.provwater.com/ccr/ccr.pdf</a>
モンタナ州	ビルリクス	2012 Annual Water Quality Report	<a href="http://ci.billings.mt.us/DocumentCenter/Home/View/2480">http://ci.billings.mt.us/DocumentCenter/Home/View/2480</a>
デラウェア州	ウィルミントン	2011 Water Quality Report	<a href="http://www.wilmingtonde.gov/docs/1173/CoW-2011WaterQualityReport.pdf">http://www.wilmingtonde.gov/docs/1173/CoW-2011WaterQualityReport.pdf</a>
サウスダコタ州	スーフォールズ	2010 WATER QUALITY DATA	<a href="http://www.siouxfalls.org/~media/Documents/publicworks/water/purification/2011-Water_Quality_Report.pdf">http://www.siouxfalls.org/~media/Documents/publicworks/water/purification/2011-Water_Quality_Report.pdf</a>
アラスカ州	アンカレッジ	Drinking Water Quality Report	<a href="https://www.awwu.biz/website/Reports/water_quality_report/WQAnchorage.pdf">https://www.awwu.biz/website/Reports/water_quality_report/WQAnchorage.pdf</a>
ノースダコタ州	ファーゴ	2011 Water Quality Report	<a href="http://www.cityoffargo.com/attachments/0da7a2b9-c7b4-4431-a0ff-d9e708d28b08/2011%20water%20quality%20report.pdf">http://www.cityoffargo.com/attachments/0da7a2b9-c7b4-4431-a0ff-d9e708d28b08/2011%20water%20quality%20report.pdf</a>
コロンビア特別区	ワシントン D.C.	2012 Drinking Water Quality Report	<a href="http://www.dcwater.com/news/publications/DC_Water_Annual_WQReport_2012.pdf">http://www.dcwater.com/news/publications/DC_Water_Annual_WQReport_2012.pdf</a>
バーモント州	バーリントン	Annual Water Quality Report	<a href="http://www.burlingtonvt.gov/uploadedFiles/BurlingtonVTgov/Departments/Public_Works/Water_and_Wastewater/2012%20Water%20Quality%20Report(1).pdf">http://www.burlingtonvt.gov/uploadedFiles/BurlingtonVTgov/Departments/Public_Works/Water_and_Wastewater/2012%20Water%20Quality%20Report(1).pdf</a>
ワイオミング州	シャイアン	Consumer Confidence Report	<a href="http://www.chevrennecity.org/DocumentCenter/View/14110">http://www.chevrennecity.org/DocumentCenter/View/14110</a>

(文責) センター調査事業部主任研究員 村井 豪太

// 専務理事 安藤 茂

---

#### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

#### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h25.html>